

消費者を一方当事者とする仲裁契約の効力・方式の比較表

		EU	ドイツ	フランス	英国	スウェーデン	香港
仲裁契約の効力	紛争発生後の仲裁契約	有効	有効	有効	請求額が5000ポンド以下の仲裁契約は、不公正条項規則上不公正と見なされ、消費者を拘束しない。 ただし、紛争発生後の仲裁契約については、消費者による無効主張が制限される場合があり得ると解されている。	有効	有効
	紛争発生前の仲裁契約	次の要件を満たすか否かを個別に判断。満たせば消費者を拘束しない。 個別に交渉されていない。 信義誠実の要請に反する。 当事者の権利義務に重大な不均衡をもたらす。 消費者に不利益。 法の規定の適用されない仲裁を強制するなど、訴訟を提起し、または他の法的救済手段をとることを排除又は妨害することは、からに該当する例とされている。	次の要件を満たすか否かを個別に判断。満たせば無効。但し、事業者からの無効主張は原則として許されないと解されている。 約款中の条項であるか、又は消費者が契約締結過程でその内容に影響を及ぼすことができなかった。 信義誠実の要請に反する。 約款使用者の相手方又は事前に形成された契約条件の作成者の相手方に不当に不利益を与える。 法規定の本質と相容れないか、契約の性質	無効 (将来の仲裁契約について一般的に「法律に他に特別の定めのない限り職業的行為のために締結された契約においては有効である。」とされているが、消費者契約は、これに含まれないと解されている。) ただし、事業者からの無効主張が許され	1 請求額が5000ポンド以下の仲裁契約は不公正条項規則上不公正と見なされ、消費者を拘束しない。 2 請求額が5000ポンドを超えるときは、次の要件を満たすか否かを個別に判断。満たせば消費者を拘束しない。 個別に交渉されていない。 信義誠実の要請に反する。 当事者の権利義務に重大な不均衡をもたらす。 消費者に不利益。 法の規定の適用されない仲裁を強制するなど、訴訟を提起し、または他の法的救済手段をとることを排除	主として個人的な使用のために供給される商品、役務またはその他の用益に関するときは無効。	紛争発生後に書面で仲裁に同意したとき又は消費者が仲裁に付する申出をしたときのみ消費者を拘束する。

			から生ずる本質的な権利義務を契約目的の達成が危殆化されるほど制限する。	るかについては議論あり。	又は妨害することは、からに該当する例とされている。		
	根拠法令	E U 不公正条項指令 (93/13/EEC) 6条, 付表 1 (q)	新民法 307条 1項 2項 (旧約款規制法 9条), 新民法 310条 3項 (旧約款規制法 24条 a)	民法 2061条	1999年不公正条項規則 5条, 付表 2 (q), 1999年不公正仲裁契約 (金額特定) 令, 仲裁法 89条ないし 91条。	仲裁法 6条	免責約款規制令 15条, 仲裁令 15条 (英国の 1988年消費者仲裁契約法と同様の規定)
仲裁契約の方式	内容	消費者の特則なし	1 仲裁契約は当事者の自署された書面に記載しなければならない。 2 1の書面には仲裁手続に関するもの以外の合意を記載してはならない。ただし, 公正証書による仲裁契約は除く。	消費者の特則なし	消費者の特則なし	消費者の特則なし	消費者の特則なし
	根拠法令		仲裁法 1031条 5項				

○ 他国の例

- ・ 米国：連邦及び各州毎に異なる。

いくつかの州で、紛争発生前の仲裁契約について、その拘束力を否定する。

消費者事業者間の紛争発生前の仲裁契約の効力については、判例上、一般的には有効とされているが、約款中の仲裁条項が、実体的権利に対する不公正な押しつけ、濫用となる場合に、その効力を否定した判決の例がある。

- ・ ニュージーランド：方式に関する規定あり。

当事者の一方を消費者とする仲裁契約は、消費者が仲裁契約を理解した上で、当該仲裁契約に拘束されることに同意した旨を独立の書面で確認した場合に限り、消費者を拘束する (仲裁法 11条 1項)。

- ・ 韓国：約款の規制に関する法律の中に規定あり。

「顧客に対し不当に不利な訴え提起の禁止条項または裁判管轄の合意条項や相当な理由なしに顧客に立証責任を負担させる約款条項は、これを無効とする」旨の規定 (14条) があり、これにより、消費者に不利な仲裁契約の効力は制限される。